

<p style="text-align: center;">平成 29 年度第 3 回 公契約審議会 平成 30 年 2 月 6 日（火）午後 3 時 25 分～午後 4 時 35 分 東 41 会議室</p>	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、清水委員、中原委員、長坂委員
事務局	稲葉財務部長・榎本契約検査課長・長濱契約検査課長補佐・大山契約検査課長補佐
契約検査課長 財務部長 会長 課長補佐 会長 各委員 会長 課長補佐 会長 契約検査課長 委員 会長 契約検査課長 委員	<p>開会宣言</p> <p>挨拶</p> <p>挨拶</p> <p>資料 1「前回審議会の確認事項について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（資料 1）</p> <p>質問・意見ありませんか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは次の議題に移らせていただきます。資料 2「労働報酬下限額について」のうち、まず（1）「工事請負契約」について事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（資料 2（1））</p> <p>今回の検討案として、事務局としては労働報酬下限額算出における設計労務単価の掛け率の引き上げ、若しくは特定公契約対象範囲の拡大検討という提案でよろしいでしょうか。</p> <p>条例の施行から 2 年経って掛け率を検討する必要があるかと思えます。少し上げることの議論ができればと考えています。</p> <p>特定公契約対象範囲について、予定価格を 1 億 5 千万円以上から 1 億円以上に引き下げた場合の件数を教えてください。</p> <p>資料 3 ページに記載されています。</p> <p>平成 29 年度の実績ベースで考えると倍増するということとなります。30 年度は未公表のため現時点での試算となりますが、おそらく倍増するであろうかと思えます。</p> <p>豊橋市は、公契約条例を施行している 18 自治体中、設計労務単価の掛け率が最も低いということですが、全国で数百ある自治体のうち 18 番目に優れていると考えていいのではないのでしょうか。まだ条例の施行から 2 年しか経っておらず、掛け率を引き上げるといった判断基準がないです。掛け率 7.5% として条例が施行され、結果としてどうだったかということが分からないです。引き上げる場合には妥当性のある</p>

<p>契約検査課長</p>	<p>根拠を持って説明できるのでしょうか。</p> <p>配布資料の「平成29年度工事請負特定公契約案件一覧」に記載された工事のうち、しゅん工した工事について、請負業者にまだ余裕があるということであれば掛け率を引き上げていくということではないのでしょうか。</p> <p>一覧に記載した工事は、ほとんどがまだしゅん工していない状況です。今年度末にしゅん工する工事が一部ありますが、多くが年度を跨ぐ工事です。</p>
<p>委員</p>	<p>前回審議会時に示されたアンケート結果は、どの段階の状況ですか。平成28年度に契約した特定公契約案件のしゅん工後に実施したものですか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>アンケートは昨年10月に実施したものです。それ以降に発注した特定公契約案件については、実施しておりません。</p>
<p>委員</p>	<p>まだ施工中の工事がある中で、自信を持って引き上げるという判断はできません。</p>
<p>委員 契約検査課長 委員</p>	<p>資料中の平均落札率は単純平均ですか。</p> <p>単純平均です。</p> <p>設計労務単価の掛け率を80%に引き上げた場合、予定価格は変わりますか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>変わりません。</p> <p>なお、2年連続で最低制限価格と調査基準価格を引き上げたことに伴い、市が落札率の上昇を誘導しているということがあります。大きな金額の土木一式工事や建築一式工事は落札率が高く、制度改正によって落札率が上昇したものではないと考えています。ただし、少額の工事については、制度改正が落札率の上昇した主たる要因であると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局が提示した検討案は(案1)から(案3)まであります。また、2年間という期間に縛られず見直しをかける理由などもあれば併せて発言してほしいと思います。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>他都市の状況を見ると、見直している自治体はそれほど多くはありません。見直しの例としては、野田市が労働報酬下限額と特定公契約対象範囲の拡大を行っています。具体的には労働報酬下限額の掛け率を80%から85%に引き上げたことや、対象金額を予定価格5千万円から4千万円へ引き下げています。また、直方市で対象金額を予定価格1億円から5千万円に引き下げたというものです。特定公契約の対象案件というものがフラッグシップになっているイメージだと思います。</p>

委員	<p>す。</p> <p>設計労務単価の掛け率や対象金額の見直しをどの程度の数字刻みで行うかということについては、現在施工中の工事の結果が出てから検証する期間が必要です。一方で、見直しのための数字も出したい状況です。</p> <p>現状は、仕掛中の時期なので、大きな見直しはできないですが、少しでも見直しに向けた姿勢を示すということで、小さな数字刻みで見直しを行うことも検討してもいいかもしれません。</p>
契約検査課長	<p>それは可能だと思いますが、掛け率の根拠となると難しいかもしれません。</p>
委員	<p>現在施工中の工事の結果の検証にはまだ時間がかかりますが、公契約条例を施行している18自治体の中では最も基準が緩いという状況の中で、見直しの姿勢は示す必要があるかと思います。</p> <p>なお、対象金額の見直しにあたって、公契約条例施行規則の改正が必要とありますが、これを行うにはどのくらいの事務が発生しますか。</p>
契約検査課長	<p>規則改正は議会に諮る必要はありません。ただし、公契約条例自体は外に出しているものであるため、事業者、労働者は勿論のこと、市議会議員の方々にも見直しを行う旨をしっかりと伝える必要があると思います。</p>
委員	<p>掛け率について、現行の75%を76%、77%という形で小さな刻みで変更することはできますか。</p>
契約検査課長	<p>可能です。2年後には何%を目指すという形でもいいと思います。若しくは、委員が発言されたように、もう1年待つということもできます。例えば、野田市では平成22年2月に条例が施行され、3年経過後の平成25年に掛け率を上げています。</p>
委員	<p>審議会委員の任期は2年です。</p>
委員	<p>設計労務単価の掛け率については、一度上がると今後もずっと上がっていくのではないかという警戒感があります。また、この掛け率と最低制限価格の算定における設計労務単価の掛け率とは連動している部分があると思います。条例施行時からこの2年間における労務単価の上昇率と併せて考えれば、説明しやすいかもしれません。</p>
契約検査課長	<p>条例施行時から現場管理費が10%上がっているため、全体としては2%程度上昇しています。</p>
委員	<p>労働報酬下限額算定時の掛け率についても2%程度上げるということもいいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>これは客観的に説明ができますか。</p>

契約検査課長	平均最低制限価格率について、公契約条例施行時の平成28年4月に約71%から約86%まで引き上げ、平成29年4月には更に2%上がり約88%となっています。
財務部長	この計算であれば説明ができるのではないのでしょうか。
委員	条例自体がまだ過渡期であるため、1年ごとに見直すということではなく、エビデンスベースでの見直しということではないのでしょうか。
委員	現在施工中の工事の結果が出ていないのですが、これが整理できれば80%が妥当だということになってくるかもしれないです。
委員	エビデンスに基づいて2年ごとに見直しを行うということ、答申の中に入れるということはどうでしょうか。
契約検査課長	審議会も2年ごとに開催するということですか。
委員	審議会は毎年行います。 委員が1年ごとに引き上げがあるのではないかと懸念をされてきましたので、論理的・合理的に経営者と労働者の双方が納得できる方法で見直すことがいいと思います。
財務部長	分かりました。事務局で答申(案)を作成して各委員に確認してもらいます。
委員	公契約条例の趣旨をどう周知するかということが重要だと思いますので、検討案で挙げられている「公契約の認識が広まる」という部分は大事だと思います。また、デメリットで「応札者の減少につながる可能性がある」と挙がっていますが、この点はあまり考えなくてもいいと思います。 また、先ほど出たお話のとおり、設計労務単価の掛け率については、2%引き上げた77%にするということが妥当であると思います。
委員	2%上がるということはいいいことだと思いますが、その際、労働者側にも企業側にもメリットがあるということも大切です。 また、施工している工事の結果が出た時には、その結果を検証して見直すことが大事だと思います。
委員	労働者の環境改善につながるということで、引き上げということはいいいと思います。これから出る結果を検証してみることも大事だと思います。
会長	では、(1)「工事請負契約」については、各委員が発言された内容を踏まえて、市で答申(案)を作成し、各委員に確認してもらうという流れで進めたいと思います。確認については、メール審議とします。よろしいでしょうか。

契約検査課長	分かりました。(案1)をベースに予定価格は1億5千万円のまま、掛け率を77%とし、各委員からいただいた発言を盛り込みながら整理します。
会長	続いて、(2)「工事請負以外の契約」について、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明(資料2(2))
会長	工事請負契約は掛け率を引き上げることとしますが、工事請負以外の契約は従来そのまま地域別最低賃金に15円を加算した額としています。答申全体の整合性をとる必要があると思いますが、15円に据え置いた理由づけはどうしますか。
契約検査課長	地域別最低賃金が大幅な上昇をしている中、15円のまま据え置くか、付記として「来年度の準備に向けて検討」と記載するのがいいのでしょうか。他都市では、予算措置が必要なものについては、8・9月に一旦答申をいただき、来年度に予算措置をした上で適用するという自治体もあります。
財務部長	夏ごろに答申をいただくということについては、理解を得ることが難しいと思います。
委員	15円据え置きの理由が記載されていますが、「先行他都市より低めに設定している」という文言は削除したほうがいいと思います。
会長	(2)「工事請負以外の契約」については、地域別最低賃金の一定の上昇を理由として従来と同じ15円を加算という形にしたいと思いますがいかがでしょうか。
各委員	(意見なし)
会長	続いて、(3)「工事における未熟練者・年金受給者」について、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明(資料2(3))
委員	資料中、平成30年10月以降の委託業務等の労働報酬下限額は912円となっていますが、どの程度確実な数字ですか。
契約検査課長	この労働報酬下限額は3%ずつ上がっているのですが、10月以降も同水準で上がった場合を想定しています。
委員	軽作業員の設計労務単価の掛け率を77%とした場合、未熟練者・年金受給者等の労働報酬下限額は掛け率0.65として委託業務等の労働報酬下限額を8円しか上回らないのですか。
契約検査課長	その通りです。
委員	委託業務等の労働報酬下限額が3%以上上昇した場合、再度逆転してしまう可能性があります。3%はあくまでも仮定の数字であるため、

	<p>余裕をもって上回ることができるような方法があればいいと思います。</p>
課長補佐 委員	<p>説明（資料２（３））</p> <p>事務局より提示された２つの（案）のうち、（案１）では「ただし、その額が委託業務等の労働報酬下限額に満たない場合は委託業務等の労働報酬下限額の額とする。」との文言が入っています。したがって、（案１）であれば逆転は起こらないということになります。</p>
委員	<p>この一文が入ることにより、どんな状況になっても委託業務等の労働報酬下限額は保証されるという意味で大きな意義があると思います。</p>
会長	<p>それでは（案１）で進めることとします。</p> <p>続いて、資料３「答申について」を事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐 財務部長	<p>説明（資料３）</p> <p>答申（案）の中の「４ 付記」についてですが、今回、労働報酬下限額の見直しを行う予定ですので、（５）として「検証に基づき協議を経て進める」旨を付け加えたいと思います。</p>
委員	<p>「４ 付記」の（１）について、民間企業に全く理解が広がっていないということではないため、「必ずしも理解が広がっていない」という表現のほうがいいと思います。</p> <p>また、財務部長が発言された（５）として追加する文言ですが、「３ 審議内容」中に出てくる「実態調査」と明確に区別するために、例えば「契約内容履行後の検証」という表現にしたらどうでしょうか。</p>
委員	<p>「１ 答申本文」の「（１）工事請負契約」の但し書きは必要でしょうか。</p>
契約検査課長	<p>来年度も設計労務単価が設定されていない職種がありますので、この但し書きは残す必要があると思います。</p>
委員	<p>同じく「（３）未熟練者・年金受給者等」の但し書きについては、先ほど出た「ただし、その額が委託業務等の労働報酬下限額に満たない場合は委託業務等の労働報酬下限額の額とする。」という文言を入れることとします。</p>
会長	<p>他の委員の皆さんも意見があれば、メール審議でも結構ですので、お願いします。</p>
契約検査課長	<p>「３ 審議内容」（２）に「適切な予算措置が必要であること」とありますが、地域別最低賃金が上昇している中、１５円で据え置く理由を付け加えたいと思っています。</p>
会長	<p>委員の皆さんにおかれましては、ご自身の名前の確認もお願いします。</p>

委員	<p>す。</p> <p>答申の内容ではないのですが、配布資料の「平成29年度委託業務特定公契約案件一覧」に各社の賃金最低額が記載されています。この数字は業者からの自己申告ですか。</p>
契約検査課長	<p>その通りです。労働環境確認書に記載された賃金を記載しております。</p>
会長	<p>それでは、今回の審議会の内容を集約した新たな答申（案）が事務局から後日送られると思いますので、メール審議をいただきたいと思います。</p> <p>日付については、事務局と会長に一任していただいてもよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>（意見なし）</p>
契約検査課長	<p>新たな答申（案）については、本日の審議会の内容を集約した修正版で、まず会長のご意見をいただいてから、各委員の皆さんにメールにてお送りしたいと思います。委員任期である2月24日までには答申を出したいと思います。2年間本当にありがとうございました。</p>
財務部長	<p>公契約審議会は来年度も引き続きありますので、今後ともどうぞよろしくをお願いします。</p>
契約検査課長	<p>これにて本日の審議회를終了いたします。</p>